

パブリックコメント第28号

「常陸大宮市市民協働のまちづくり指針(案)」に対するご意見を募集します

少子高齢化の進展、多様化する市民ニーズへの対応など、今後まちづくりを進めるうえで、市民と行政が対等の関係のもと、目的、責任、成果を共有しながら、協働のまちづくりを進めていく必要があります。

市民の一人ひとりが尊重され、市民と行政、企業など、みんなが主役になってまちづくりを進める「常陸大宮市市民協働のまちづくり指針」を策定するため、市民の皆さんからのご意見を募集するものです。

◎案の公表日

平成27年10月13日(火)

◎意見の募集期間

平成27年10月13日(火)～平成27年11月11日(水)

◎公表案及び公表方法

「常陸大宮市市民協働のまちづくり指針(案)」

- ・市役所市民協働課市民協働G(本庁1階)、各総合支所市民福祉課で閲覧
- ・市ホームページで公表

◎意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する方
- ・市内に存する学校に在学する方
- ・上記に掲げるもののほか、市に納税義務がある方

◎意見の提出方法

意見応募用紙は、市のホームページから取得するか市役所市民協働課市民協働G(本庁)、各総合支所市民福祉課に置いてありますので、次のいずれかの方法で提出してください。

提出していただける意見は、意見応募用紙1枚につき1意見、1メールにつき1意見です。

- ・直接持参・・・市役所市民協働課市民協働G(本庁1階)、各総合支所市民福祉課
- ・郵送・・・〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6
常陸大宮市役所市民部市民協働課市民協働G
- ・FAX・・・市役所市民協働課市民協働G FAX 53-5415
- ・Eメール・・・kyodo@city.hitachiomiya.lg.jp
(件名を「常陸大宮市市民協働のまちづくり指針(案)」として提出してください)

※電話での受付は行いません。

匿名での受付は行いません。(提出されたご意見について、内容の確認をする際に必要なため)

◎結果の公表

提出していただいたご意見の内容、検討結果については、次の方法により公表します。

- ・広報常陸大宮お知らせ版及び市ホームページにて公表します。
- ・市役所市民協働課市民協働G(本庁1階)、各総合支所市民福祉課で閲覧できます。

※ご意見をいただいた方の氏名等は、一切公表しません。

※提出されたご意見について、個別の回答はしません。

※内容が類似するご意見は、取りまとめて公表することがあります。

問 本庁 市民協働課市民協働G ☎52-1111 内線126・127 FAX 53-5415

✉ kyodo@city.hitachiomiya.lg.jp

HP <http://www.city.hitachiomiya.lg.jp>

「常陸大宮市市民協働のまちづくり(案)」の概要

1 指針策定の背景

常陸大宮市では、市総合計画に『自然と調和した安心・快適な活力のあるまち』を市の将来像として掲げ、その実現に向けた取り組みのひとつに「みんなの手作りで築くまち」があります。

少子高齢化の進展、地域コミュニティの希薄化など、社会環境は大きく変化してきています。「みんなの手作りで築くまち」とは、市民、市民活動団体、企業などが行政と対等な立場で協力・補完し合いながら、同じ目標・成果に向かって協働で取り組むまちづくりです。

「常陸大宮市協働のまちづくり指針」は、地域の現状を分析し、10年後の常陸大宮市の姿を描きながら、市民が中心となって策定しました。

今後、市がまちづくりを進めるうえでの道標となるものです。

2 計画の位置付け

・常陸大宮市総合計画

この計画は、市の最上位計画である常陸大宮市総合計画の分野別個別計画に位置づけ、整合性を図っています。

・計画の期間

常陸大宮市市民協働のまちづくり指針は、10年後の常陸大宮市の姿を描いた指針となっています。

(具体的な計画の期間は、今後策定を予定している「市民協働のまちづくり計画(仮称)」等となります)

3 市民協働のまちづくり指針の構成

(1) 地域の現状

- ① 常陸大宮市の魅力 ② 常陸大宮市の概況 ③ 常陸大宮市の地域の課題

(2) 10年後(2025年)の目標と、目標に向けた活動(例)

(3) 10年後(2025年)の市民の姿

(4) 市民による活動

(5) 協働を始めよう

- ① 協働とは ② 協働のルール
③ 協働するのは誰 ④ 協働事業の形態

(6) 協働推進のために取り組む施策

① 協働のしくみと体制づくり

- ア. 「市民協働のまちづくり計画」(仮称)の策定
イ. 「市民協働のまちづくり委員会」(仮称)の設置
ウ. 市民団体等のネットワーク化促進

② 市民参加機会の拡充

- ア. 協働などに関する情報発信を通じた市民参加意識の啓発
イ. 「市民協働のまちづくり提案制度」(仮称)の導入
ウ. 地縁組織のあり方の検討

③ まちづくり活動の支援

- ア. 協働の担い手の育成
イ. まちづくり活動拠点の整備

[資料編]

- ① 市民協働のまちづくり指針策定委員会の概要
② 市内の市民活動団体の情報
③ 参考文献